

ふるさと「とす」応援寄附金事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務等概要

(1) 目的

本プロポーザルは、ふるさと「とす」応援寄附金事業業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の優先交渉権者として選定することを目的とする。

(2) 業務等名 ふるさと「とす」応援寄附金事業業務

(3) 業務等内容

ふるさと「とす」応援寄附金事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 履行予定期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

※契約締結日から令和9年3月31日までは引継ぎ等準備期間とし、この期間に発生する一切の費用を本市は負担しない。

(5) 委託料

基本委託料率及び成果加算率の合計 5.0%（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。

なお、基本委託料率及び成果加算率の詳細については、仕様書を参照すること。

※謝礼品の調達経費や謝礼品の配送経費及び受領証明書・ワンストップ特例申請書・お礼状送付に係る郵送代を含まない。

※上記以外に本市に負担が生じる経費があれば提出書類に追記すること。

（参考）・寄附受付実績

令和5年度実績 寄附件数 29,728 件 寄附金額 547,220,400 円

令和6年度実績 寄附件数 13,610 件 寄附金額 255,634,100 円

令和7年度実績 寄附件数 17,697 件 寄附金額 372,625,700 円

・令和7年度のポータルサイト別の寄附額実績のシェア（上位5サイト）

楽天ふるさと納税：約33%、さとふる：約21%、ふるさとチョイス：約15%、

ふるなび：約17%、JALふるさと納税：約5%

※さとふる及びふるさとチョイスはパートナーサイトを含む

2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市経済部商工観光課（担当：商工観光労政係 佐藤、上田）

電話番号 0942-85-3605

FAX番号 0942-83-3095

メールアドレス furusato-tosu@city.tosu.lg.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 鳥栖市に委託業務等において鳥栖市競争入札参加資格者名簿に登載されている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込書提出時において、鳥栖市競争入札参加資格者停止等の措置要領による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。

4. 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

原本 1 部、副本 8 部（②～⑨）

- ・複数企業による共同提案の場合は、代表者がとりまとめて提出すること。
- ・副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 業務実績調書（様式第 2 号）
- ④ 財務諸表類（写し可）直近 2 か年分の決算報告書、損益計算書、貸借対照表
- ⑤ 提案書（様式第 3 号）※押印不要
- ⑥ 実施体制調書（様式第 4 号）
- ⑦ 工程表（任意様式）
- ⑧ 提案内容に関する書類（任意様式）
- ⑨ 見積書（様式第 5 号）
- ⑩ その他市長が必要であると認める書類

※複数企業による共同提案の場合は、参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）については申請者欄について共同提案者全員の連名で記載・押印し、関係書類については各社の情報を個別に作成したうえで提出しなければならない。なお、共同提案者全員が「3. 参加資格」の要件を満たすこと。

(2) 提案書作成方法

提案書及び提案書の添付書類（以下「提案書類」という。）の文字サイズは 12 ポイント以上とする。⑦は令和 9 年 4 月 1 日の業務開始に向けた工程（準備期間）が分かるものを

作成すること。また、⑧の用紙サイズはA 4 判・横向き、20 ページ以内（表紙及び目次を含む。）、両面印刷とし、ページ番号を付すこと。なお、図・表などはA 3 版折込も可とする。仕様書及び審査項目に基づき、文章及び図形等により専門的知識を要しないわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載すること。

提案書類は、別紙「評価項目及び評価基準（プレゼン等による審査）」に定める評価項目の順序及び内容に対応した構成とすること。各評価項目について、評価基準を踏まえた具体的な提案を記載すること。

なお、以下の事項については、必ず提案内容に含めること。

- ① 年度ごとの目標寄附額と目標達成のための取組スケジュール
- ② 謝礼品の発注・配送管理について、特に、本市の主要な謝礼品である飲料の安定的かつ効率的な配送を実現するための具体的な配送スキーム及び謝礼品の品質や内容等を踏まえた適正な調達価格を確保するための、調達先との価格交渉等を含む具体的な取組
- ③ ふるさと納税制度の見直し等に伴う謝礼品提供事業者への働きかけ（付加価値に関する証明の提出に係る対応等）について、これまでの取組実績等を踏まえた具体的な取組内容及び本市における実施方法
- ④ 寄附額だけでない取組の成果（地域事業者への波及効果、地域産品の認知度向上等）を生み出すため、ふるさと納税を通じた地域活性化につながる具体的な取組について、これまでの取組実績及び成果を踏まえた本市における展開方法、期待される効果及び成果を把握するための指標

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出場所：「**2. 担当部署**」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送
 - ・持参の場合は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（閉庁日を除く）
 - ・郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(4) 実施要領に関する質問

- ・本実施要領について質問がある場合は、電子メールにて質問書（様式第 8 号）を期限までに提出すること。※送信後に必ず電話確認を行うこと。

件名：ふるさと「とす」応援寄附金事業業務委託

- ① 提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時まで
- ② 提出先：「**2. 担当部署**」に同じ
- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）を目途に本市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が事業者選定の公平性を保てないと本市が判断する場合は回答しない。

5. 審査方法

審査は、ふるさと「とす」応援寄附金事業業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を審査し、最も優れている提案を優先交渉権者として選定する。

(1) 書類審査

提出された提案書類を下記「**6. 審査項目及び配点**」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、提案者が少数である場合は、書類審査を省略できるものとする。

実施日：令和8年11月18日（水）予定

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）による審査

提出された提案書類を下記「**6. 審査項目及び配点**」で示す審査基準に基づいてプレゼンによる審査を行い、最も優れている提案を優先交渉権者として選定する。

実施日：令和8年11月26日（木）予定

プレゼン等は30分（説明20分・質疑10分）以内とする。

場 所：鳥栖市役所

日程、時間及び場所等の詳細は、プレゼン等の参加者すべてに別途通知する。

※プレゼン等の順番は、提案書類の受付順とする。

※説明者は3名までとし説明資料の追加は認めない（パワーポイント等を使って提案する場合も提案書類に記載が無い内容は掲載しないこと）。

※パワーポイント等を使って提案する場合は、電源、延長コード、プロジェクター、スクリーン以外は、提案者で用意すること。（使用する場合は事前に連絡すること）

(3) 審査結果の通知

① 書類審査

審査結果は、提案者全員に審査結果通知書（様式第6－1号又は第7－2号）により通知する。なお、選考された者のみ、プレゼン等を実施する旨を通知する。

通知日：令和8年11月20日（金）予定

② プレゼン等による審査

審査結果は、プレゼン等を実施した提案者全員に審査結果通知書（様式第6号、第7号又は第7－1号）により通知する。

通知日：令和8年12月7日（月）予定

6. 審査項目及び配点

本プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 書類審査

別紙「評価項目及び評価基準（書類審査）」に基づき審査する

(2) プレゼン等による審査

別紙「評価項目及び評価基準（プレゼン等による審査）」に基づき審査する

※参加者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※評価点の同じ者が2者以上ある時は、「⑩見積」の評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、同点の場合は、選定委員による多数決で優先交渉権者を選定する。

※選定委員の評価点の合計平均が120点（6割）未満の場合は「該当なし」とする。

7. 日程

項 目	内 容
公募開始	令和8年10月 1日 (木)
質問受付締切	令和8年10月15日 (木) 午後5時まで
質問回答期限	令和8年10月23日 (金)
参加申込書及び提案書類受付締切	令和8年11月13日 (金) 午後5時まで
書類審査	令和8年11月18日 (水) 【予定】
書類審査結果通知	令和8年11月20日 (金) 【予定】
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月26日 (木) 【予定】
審査結果通知	令和8年12月 7日 (月) 【予定】
契約締結	令和9年 1月 上旬 【予定】
業務開始	令和9年 4月 1日 (木)

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書類の提出期限後に見積書の訂正を行ったもの
- (4) プレゼン等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の基本委託料率及び成果加算率の合計が、5.0%を超過したもの
- (7) 選定委員、関係職員等本プロポーザル関係者に対し、直接、間接を問わず、不正な働きかけや審査の公平性を害する接触を行ったもの

9. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無及び名称
- (5) 委員会の構成人数

10. 契約

優先交渉権者選定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続を行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること
- (2) 提案書類の提出期限以降における提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提案書類に虚偽の記載をした場合は、その提案書類を無効とするとともに、競争入札参加資格者指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 提出された提案書類は返却しない。また、提出者に無断で提出書類を使用しない。
- (5) 提案書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として 変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鳥栖市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は部分公開・非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の公開とする。